

報告第4号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年6月11日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

記

項 目	内 容	
発生日時・場所	平成29年12月25日 午後1時20分頃 飛騨市神岡町殿地内	
事故の概要	市営バス運行受託事業者が、かみおか循環乗合タクシーを運行中に、信号のない交差点において優先道路を走行していたところ、一旦停止の道路標識がある自車の左側から相手方車両が進んできたため、相手方車両と衝突し相手方車両前部を破損させた。	
相手方	[REDACTED]	
事故の種類	人 身	物 損
相手方損害額	—	131,479円
市の過失割合		10%
損害賠償金	—	13,148円
内 訳	保険金	13,148円
	一般財源	0円
専決年月日	平成30年5月9日 専決第6号	